

# 日本感染症学会中日本地方会学術奨励賞内規

平成 11 年 10 月 22 日制定

平成 14 年 11 月 9 日改定

平成 26 年 4 月 3 日改定

平成 27 年 10 月 15 日改正

## 1. 選考対象者および受賞者

受賞者については当該の中日本地方会総会で発表された一般演題のうち、基礎分野と臨床分野から 40 才以下の演者を選考対象とし、その中から各 1 名以内をえらぶものとする。ただし、すでに学会誌等に受理された内容の演題は選考対象としない。

## 2. 選考方法

選考対象演題が入っているセッション毎に座長並びに会長が選任する 1 名の選考委員計 2 名が点数方式で当該演題を採点し、基礎分野と臨床分野の別にもっとも高い点数を得た演者をそれぞれの受賞者とする。なお同点のときは会長が判定することとし、また受賞に値する演題がないと判断されたときは、該当者なしとする。

選考対象演題が想定数を超えるまたはその他の理由のために、学会期間中に円滑に選考することが困難と想定される場合においては、会長の判断により、プログラム委員等が事前に抄録を査読する方法により選別された演題について、中日本地方会学術奨励賞選考セッションを構成し、審査・選考対象とする。

## 3. 表彰

次年度の中日本地方会総会において、選考した当該会長が表彰状と副賞を授与する。

## 4. 副賞

副賞は賞金とし、1 名につき 10 万円とする。賞金の原資ならびに諸経費については特別会計を充てる。

## 5. 受賞者の義務

受賞者は次年度の中日本地方会総会の抄録集に 1500 字程度の抄録を掲載するものとする。

また受賞者はできるだけ早い機会に学会誌等に投稿し、その論文に本学会の学術奨励賞を受賞した研究であることを明記するものとする。